

デジタルトランスフォーメーション（DX）投資促進税制の見直し・延長

背景・目的

DX推進において課題となっているデジタル人材の不足を解消するため、**人材の育成・確保**に取り組むとともに、成長性の高い海外市場の獲得を含めた売上上昇に繋がる「攻め」のデジタル投資に踏み切ることを後押しする。

税制措置の内容

一定の要件を満たした青色申告法人が、産業競争力強化法の認定を受けた事業適応計画に従って情報技術事業適応設備（ソフトウェア）の取得等を行った場合、当該設備等の取得価額の**3%**又は**5%**の税額控除、もしくは**30%**の特別償却が認められている。改正後は、主務大臣の確認要件の**見直し**が行われた上で、その適用期限が**2年延長**され、所得税についても同様となる。

税制措置の内容（詳細）

※本改正箇所は青文字で記載

大項目	小項目	内容
対象法人		<ul style="list-style-type: none"> ① 青色申告書を提出するもの ② 産業競争力強化法の認定を受けた事業適応計画に従い、国内の事業に供する情報技術事業適応設備の取得等を行ったもの
対象設備		<p>情報技術事業適応設備</p> <ul style="list-style-type: none"> a. ソフトウェア b. 繰延資産（クラウドシステムへの移行に係る初期費用のこと） c. 器具備品（上記ソフトウェア・繰延資産と連携して使用されるものに限る） d. 機械装置（同上）
税制措置	税額控除	取得価額×3%（グループ外の他法人ともデータ連携をする場合は、5%）
	特別償却	取得価額×5%
投資限度額	下限	国内の売上高比0.1%以上
	上限	300億円（300億円を上回る投資は300億円まで）
税額控除限度		当期法人税額の20%（本税制及びカーボンニュートラル投資促進税制との合計）
適用期限		現行の令和5年3月31日から、 <u>令和7年3月31日</u> までの 2年間 の延長

事業適応計画の認定要件（現行・改正案の比較）

現行

【デジタル要件】（D : Digital）

- ① データ連携・共有を行うこと
他の法人等が有するデータ又は事業がセンサー等を利用して新たに取得するデータと内部データとを合せて連携すること
- ② クラウド技術を活用していること
- ③ 情報処理推進機構が審査する「DX認定」を取得すること
レガシー回避、サイバーセキュリティ等の確保

【企業変革要件】（X : Transformation）

- ① 生産性向上又は売上上昇が見込まれること
 - ・ ROAが2014～2018年平均から1.5%ポイント向上
 - ・ 売上高伸び率 \geq 過去5年度の業種売上高伸び率+5%ポイント
- ② 計画期間内で、商品の製造原価が8.8%以上削減されること等
- ③ 全社の意思決定に基づくもの
取締役会等の決議文書添付等

改正案

【デジタル要件】（D : Digital）

- ① データ連携・共有を行うこと
他の法人等が有するデータ又は事業がセンサー等を利用して新たに取得するデータと内部データとを合せて連携すること
- ② クラウド技術を活用していること
- ③ 情報処理推進機構が審査する「DX認定」を取得すること
レガシー回避、サイバーセキュリティ等の確保、**デジタル人材の育成・確保**

【企業変革要件】（X : Transformation）

- ① **全社レベルでの売上上昇が見込まれること**
売上高が**10%以上の増加**
- ② **成長性の高い海外市場の獲得を図ること**
対象事業の海外売上高比率が一定割合以上
- ③ 全社の意思決定に基づくもの
取締役会等の決議文書添付等

留意点

- 「デジタル人材の育成・確保」（デジタル要件）や、「対象事業の海外売上高比率が一定割合以上となることが見込まれる」（企業変革要件）について、要件の具体的な内容については確認する必要がある。
- 令和5年4月1日前に認定の申請をした事業適応計画に従って同日以降に取得等をする資産については、本制度の対象外となる。
- 中古設備、試験研究・ソフトウェア業・情報処理サービス業・インターネット付随サービス業の事業の用に供する資産及び国内にある事業の用に供しない資産は対象外となる。
- グループ通算制度を採用している企業グループの場合、同一グループに属する企業が過去にDX投資促進税制に係る課税の特例の確認を受けていないことを確認する必要がある。